

アンニョンハシムニカ 参政権 !!

定住外国人に参政権を求める 全国集会

〔集会資料〕



呼びかけ団体 : 人としての権利を主張する会・大阪/在日外国人の参政権を考える会・福井
民族差別と闘う大阪連絡協議会/自治労福井県本部
大阪・ヒッグス・アラン・福井各訴訟原告団&弁護団

1992
~~1991~~年4月19日
福井県婦人青年会館

目 次

日 程	1
集会よびかけ	2
よびかけ団体代表挨拶…嶋田千恵子(在日外国人の参政権を考える会・福井)	4
アピール・共生の市民社会をつくろう……徐龍達氏	5
原告からのメッセージ	
ヒッグス・アラン氏(大阪)	7
金正圭氏(大阪)	8
李鎮哲氏(福井)	9
コーディネーター&パネリスト紹介	10
問題提起・地方参政権はなぜ必要なのか……徐龍達氏	12
各裁判の経過・争点	
ヒッグス・アラン氏訴訟(大阪)	14
金正圭氏他10名の訴訟(大阪)	15
李鎮哲氏他3名の訴訟(福井)	16
資料：諸外国における外国人の地方参政権	18
(江橋 崇氏の「諸外国の状況について」の参考資料)	
朝鮮侵略と戦後の差別的処遇実態と参政権……丹羽雅雄氏	22
集会賛同者氏名&メッセージ	24

— 日 程 —

P.M. 2 : 0 0 集 会 開 始

よびかけ団体代表挨拶…嶋田千恵子(在日外国人の参政権を考える会・福井)

パネルシンポジウム

テーマ 「共生社会と地方自治体参政権」

コーディネーター&パネリスト紹介

問題提起・徐 龍 達 氏

「地方参政権はなぜ必要なのか」

各裁判の経過・争点の報告

大阪. ヒッグス・アラン訴訟 (報告者・美並昌雄弁護士)

大阪. 金正圭他10名の訴訟 (報告者・金正圭原告)

福井. 李鎮哲他3名の訴訟 (報告者・李鎮哲原告)

報告・江 橋 崇 氏

「諸外国の状況について」

報告・丹羽雅雄氏

「朝鮮侵略と戦後の差別的処遇実態と参政権」

— ディスカッション —

(参加者からの質疑応答)

まとめ 徐 龍 達 氏

全国協議会結成に向けてのアピール (大阪民闘連)

P.M. 5 : 0 0

閉会挨拶

アンニョンハシムニカ 参政権!!

定住外国人に参政権を求める全国集会

参加よびかけ

1979年9月、日本は内外人平等を原則とする国際人権規約を批准しましたが、現在、約108万人を数える定住外国人（＝観光などで一時的に入国する一般外国人とは別に、日本に生活基盤があり、社会的な生活関係が日本人と変わらない外国人）に対する処遇の改善はいかにも遅く、様々な差別がいまなお温存・助長されています。

たとえば今開会中の国会での審議が予定されている外国人登録法の「改正案」も人権侵害と国内外から批判されていた指紋押捺を永住権を持つ在日韓国・朝鮮人や台湾人のみ廃止し、その他の在日外国人には依然として強制し続けるというものであり、これは様々な差別に苦しむ在日外国人をさらに民族や国籍で分断し差別するものです。

「国際化社会」の掛け声のもと、「国際交流」と名の付くイベントさえやっていると「国際化」したかのように錯覚している行政や民間団体には、日々、人権を侵され続けている在日外国人の姿は見えないようです。しかし、国際化とは、国籍、民族そして人種が異なる人々がお互いの違いを認め合い、尊重し合って共に生きていける社会を創り出していくことです。その為にも国際人権規約に基づく内外人平等の原則にたった諸人権が在日外国人に保障されることが必要です。

90年11月、大阪で金正圭氏ら11名の韓国人が、91年4月大阪・池田市で英国人のヒッグス・アラン氏が、また91年5月には福井県の李鎮哲氏ら4名の韓国人がそれぞれ当該自治体や国を相手に地方参政権を求めて訴訟を起こしました。

参政権は基本的人権の核心ともいえるべきものであり、既にスウェーデン、オランダ、デンマークなど十数カ国で定住外国人に地方参政権を認めています。また、92年のEC統合下では全ての加盟国が認めることを求められています。

このように国際的には参政権の有無は国籍や民族、人種で区別するのではなく「住んでいる」ところに「ある」とするのが趨勢となっています。

私達は国際化社会において、開かれた地方自治の実現のためには「地域の問題は定住外国人を含めた地域住民の手で」という理念とともに、それを保障する定住外国人の自治体参政権の制度化が必須の条件と考えます。

まして、日本に住む定住外国人の70%近くの約69万人が在日韓国・朝鮮人であることの歴史的背景や民族差別の現状を克服する上からも、これらの人々を中心とする定住外国人に「地方参政権」を保障することは当然かつ急務なことです。

私達は、日本社会の民主主義・基本的人権の尊重の発展と確立をめざして、定住外国人に「地方参政権を保障する」ことを求める動きが全国的に広がることを期待するとともに現在係争中の各訴訟を有利かつ意義あるものとして推し進めるために、訴訟中の3原告団をはじめ、この問題に取り組む有識者のご協力をいただき、下記のように全国集会を開催します。

人権・民族差別・地方自治等々に取り組まれている全国の皆さんや関心を寄せる市民の皆さんの一人でも多くのご参加をお願いします。4 / 1 9 は**福井**へ！

名 称 : アンニョンハシムニカ 参政権・定住外国人に参政権を求める全国集会

パネルシンポジウムテーマ : 共生社会と地方自治体参政権

パネリスト: 江橋 崇 (法政大学法学部教授・国際人権法学会理事)

金 正 圭 (大阪・訴訟原告)

美並昌雄 (弁護士／大阪ヒッグス・アラン訴訟代理人)

丹羽雅雄 (弁護士／福井訴訟代理人)

李 鎮 哲 (福井・訴訟原告)

コーディネーター : 徐 龍 達 (桃山学院大学教授・国際在日韓国朝鮮人研究会会長)

日 時 : '92年4月19日(日) 午後2時より

会 場 : 福井県婦人青年会館 4F大ホール

(福井県福井市大手3-11-17 ☎ 0776-22-5625)

参加費 : 1000円 (資料代含)

呼びかけ団体 : 人としての権利を主張する会・大阪

在日外国人の参政権を考える会・福井

民族差別と闘う大阪連絡協議会／自治労福井県本部

大阪・ヒッグス・アラン・福井各訴訟原告団&弁護士団

連絡先(事務局): ☎ 0776-61-3238 (FAX兼) 李龍海。福井県吉田郡松岡町室23-1-1

☎ 0776-27-2442 自治労福井県本部。窪田迄

ご挨拶

よびかけ団体代表 嶋田千恵子

(在日外国人の参政権を考える会 福井)

21世紀をそろそろ迎えようとし、また、地球市民という言葉も聞かれるようになった昨今、私達の隣人とのつきあいとは、どのようなものであるべきでしょうか。最もみじかな在日外国人の人権が保証されないような社会で、どうして国際的な視野で物事を考えられるでしょうか。

現在、地方自治参政権を求めて係争中の、原告の方々を含む、3件の訴訟関係者と、この問題に造詣の深い、徐龍達桃山学院大学教授、江橋崇法政大学教授らをお招きして、本日全国集会を開催し、日本に定住する外国人の参政権の重要性について考え、日本社会の在り方を問い直していきたいと思います。

定住外国人の参政権は、在日韓国・朝鮮人を中心とする在日外国人のみの問題ではありません。わたしたち日本人が、戦前戦後を通じて、何をして何を為してこなかったか、今後、国際社会と言われる中で、いかに対処して行くべきかが問われる、日本人自身の問題です。

40年前の今日、1952年4月19日、日本政府は、サンフランシスコ条約の発行とともに、在日朝鮮人の国籍を一方的に奪う、法務省民事局長通達民事甲438を発行しました。植民地支配の清算を行うどころか、一片の通達のみで、彼らの人権を奪おうとする、このような日本政府の差別的な人権無視の姿勢は、今も変わっていません。

また、4月19日という日は、1960年、韓国において学生革命が起こり、李承晩独裁政権が打倒された、記念すべき日でもあります。

このような歴史的意味をもつ日に、集会が開催される意義は、実に大きいと言えるのではないのでしょうか。

この集会を通じて、外国人住民になぜ参政権が必要なのか、運動を推し進めるために、私達は何をなすべきかを学び、全国の皆さんと共に、共生社会の実現に向けて、より大きな運動のうねりを造り出して行きたいと思います。

共生の市民社会をつくろう

コーディネーター 徐 龍達 (桃山学院大学教授)

最近、日本の国際化論議に劣らず、地方自治体による独自の国際的な活動も目立ってきた。

外国都市との姉妹提携は、さまざまなかたちで文化交流や経済・技術交流などを推進する、言わば「外向きの国際化」であるのに対し、地域活性化のための「内なる国際化」も、それ以上に重要なものとして認識されている。

国際化や国際友好関係の確立などが、国家の主導すべき事業だと考えられた時代はもはや過去となり、国際活動の主体としての地方自治体の役割が、大きくクローズアップされてきたのである。ここにも、「3割自治」から早く脱却して、自治体が自立すべき社会的要請がある。

いま、地方自治体に要請される「内なる国際化」への課題は、たとえば地域社会構成員としての定住外国人の地方参政権、地方公務員採用、行政参加、教育行政、外国人登録の住民台帳化、一般外国人労働者の処遇など多彩である。これらの諸問題に対応して、自治体は主体的かつ早急に、自らの国際政策を確立すべきである。

古代において、表日本として韓朝鮮文化を吸収し、先進的渡来人によって開かれた福井県なども、いつしか当時の裏日本・東京に、その自治体行政が「隷属」するに至った。今、その自らの立脚点を反省するなかで、環東海＝環日本海圏構想が展開されているのではないか。

日本国憲法は、民主政治の原理から地方自治制を認めている。とりわけ、地方公共団体の長と議員を、定住外国人を含む「住民」が選挙することは、自治体の国際政策からも望ましいことだ。福井で提訴した李鎮哲氏らの事例をサカナにして、地方参政権に関する国際的な動向をふまえ、それぞれの活動が強化・発展するよう大いに討論し、福井での「地方参政権を求める全国集会」で、美酒を汲み交わそうではないか！！

ヒッグス・アラン

(国政参政権訴訟 第一号原告)

都合により、今日のこの全国集会に参加できないことをお許し下さい。しかしながら、日本にいる定住外国人の状況について、自分なりの若干のコメントをここで述べさせていただきます。

まず始めに申し上げたいのは、このところ定住外国人に対する政府などの対応が、急速に変わってきている点です。定住外国人を取り巻く社会問題、社会的地位について、次第にこちらに有利な方向に動いてきていることは事実です。

参政権の問題に限らず、例えば、強制連行して来た様々な在日アジア人への戦後補償、さらにひどい状況にあった従軍慰安婦の問題、それに外国人登録システムの問題などは、新聞で毎日見られる話題となっています。どう転んでも、いつの日にか、日本の社会から、日本人、定住外国人双方への管理制度（私はそれを完全に非民主的で違憲なものと考えていますが）が、姿を消すことでしょう。

私は、これらの登録管理制度に、参政権を得ることで反対できるようになることを願っています。このシステムは、あなたにとっても、私にとっても、日本人である私の妻にとっても、そして日本社会全体にとっても害となるものです。この点で定住外国人の参政権問題は、日本全体の問題でもあるのです。

私は、最近の日本政府の態度の変わりようの理由の一つに、我々のような「二流市民」の社会的地位にへきえきした人達が、法廷でその不当性を訴えてきたことがあると思っています。そしてもちろん、例えば美並先生、浦部先生のような、勇敢にも法廷で日本政府と対峙してくれた、一部の啓発された日本人の支持も、その理由の一つにあると思います。こういう問題を法廷に持ち込むには、日本の民主主義を高めて行こうとする強い意志をもつ人達の支持と、法を尊重しようとする社会の支持があって初めて可能なことなのです。

政府と官僚が腐敗すれば、第二次世界大戦の時のように、それが害以外の何物でもないことに、今ではほとんどの人が気がついていました。この国の歴史で、官僚たちは過去ずっと、人民にとって残酷で無情なものであり続けました。軍国主義的な社会から完全な民主主義体制に変化するには、45年の歳月は少し短いようです。

今でも日本社会の多くの人達は、政府に不平を言ったり、民主主義的な権利を行使することに、躊躇しています。だから、この運動に対して、日本人全体から強い支持を受けることを期待すれば失望するでしょう。彼らの支持は、声を立ててはやって来ません。こういう運動を含め、非民主的だと思われることに対して、法廷などを通じて、孤立を恐れずに、地道に闘っていくことで、私達の運動は目的を達成できるでしょう。日本の法律は、他の民主主義を標榜する国々の法律と同じく民主的なものであるはずです。しかし、それは現実の中で使われたときに、初めて有効になるものです。私達は、そのような法律というものを使って闘っているのです。

ひとつ心に留めておかねばならない、重要なことがあります。それは、日本社会では、女性、子供、消費者、納税者らが、驚くべきことに、日本社会の住民とは扱われていないことです。参政権運動で、法律に基づいて正当な権利を求め、法廷で民主主義的な成果を出すことができれば、それぞれ個別の社会的な問題で闘っているこれら“マイノリティー”の人達にも、良い先例を示すことができ、彼らが私達と同じような方法で、社会を変えて行ってくれると信じています。

私は個人的には、定住外国人の参政権のみを求めていくグループや団体をつくることには、余り興味をもってはいません。既に日本には外国人の権利を獲得しようとする、数多くの団体やグループがあります。それは、ある意味ではファッションになっているかのようでもあります。これらの団体は、それほど有効に機能しているわけでもなく、またあるケースでは、ただ単に個人や団体の名声を高めようとしているだけのものもあります。例えば、連合の「外国人労働者の権利」のセクションなどそのよい例です。今日では誰もが、外国人を助けることが、名声につながることを知っています。

定住外国人の問題は、定住外国人自身が解決していく方が良いと思われます。そうすれば、日本社会の他の方面でも、日本人自身が（非民主主義的な問題を）自分達自身で解決していくようになるでしょう。おそらくその時初めて、この社会に住む誰もが民主主義を享受できるようになるのです。それは（定住外国人に限らず）誰にとってももの願いであり希望でもあるのです。

ありがとうございました。

原告からのメッセージ

金正圭

(大阪・人としての権利を考える会)

私たちは在日韓国・朝鮮人70万人は、戦前、戦後80有余年にもおよぶ、歴史的な背景に由来した悲しい史実の中で生まれ、日本に定住して、生き続けております。私たちが在日2世のほとんどは、日本で生まれ、日本で育ち、日本人と共に学び、共に遊び、共に生き、日本語を完全に理解し、その生活様式も日本人と何ら異なることなく、納税の義務を果たし、地域社会の生活に全く溶け込んで来たものであります。

このように日本人および日本社会に密接にかかわって、私の場合は約50年になりますが、いまだ地域住民としての市民的権利を認められていません。親子3台にわたり定住しているにもかかわらず、単なる短期滞在の外国人と、ほとんど同じ扱いを受けるのは不自然で、道理にかなったものとは思えません。むしろ、社会構成員としての定住外国人、あるいは、日本国籍をもたない内国人としてのしかるべき処遇を受けて当然ではないでしょうか。

ここで、地方参政権を要求する目的について述べることに致します。

まず、日本が民主主義国家である限り、私たちに参政権がないことから、諸々の市民的権利の主張が受け入れられない、大きな原因になっていることに気が付き、地方参政権を得ることにより、私たちの生活環境を少しでも良いものに改め、それを子孫に引き継がせて行くことが強く望まれています。

次に、一部の日本人がもっている、在日韓国・朝鮮人に対する根強い差別意識と偏見の根を断ち切り、さらにその差別意識を次の世代に継承させないようにすることにあります。

さらに、日本の真の国際化のために、定住外国人は日本人と「共に生きる」主体として、日本社会にとっても意味のある生き方をするために、地方意志の形成ないし決定に参加することは、「国際人権」の潮流が到来する当然の帰結でもあります。

日本はいま世界の最先進の文明国、開かれた国際社会のリーダーとして自他ともに認められようとしています。しかし人権問題に関しては片々たる国籍条項にとらわれるあまり、とざされた心の壁をいまなを残しています。国際人権規約を批准した日本にとって、内外平等の精神とは何を意味するのか、あるいは、「内なる国際化」や「人権の国際性」の具体的内容が何であるかについて、真剣に考えるべき時であると思います。すでにオランダでは憲法第1条の「国民」が「住民」に改正され、スウェーデンでは国民投票の参加権が認められ、スペインなどでは定住外国人が国会議員の選挙権すら認められています。

この裁判を通じて、日本が国際化時代のリーダーとしての自覚と良識をもち、真の文化大国、人権先進国として発展することを期待してやみません。

李 鎮 哲

(福井訴訟原告のひとり)

私は法律の専門家ではない。しかし、どう考えても在日も住民であり、地方自治体を構成する一員であるに違いないと考えている。学者の意見、資料等によると、国民に含めることさえ可能な、充分な根拠すらある。永住権があり、税金を納めている。なのに、例を上げるならば、日本人に支給されている、軍人援護法による年金、障害・老齢年金、公務員の給与等の一部は、在日が納めた税金であるにもかかわらず、当の在日の該当者には支給されず、地方公務員にさえ採用されていない。政治に参加できないことが、大きな不平等を生んでいる。この不平等を正すためには、社会的発言権＝参政権が必要となってくる。

私が、最も白々しい思いをするのは、日本社会の指導的立場にある人々から、「国際化、人権、民主主義」等の言葉を聞くときである。果たして、このひとびとに本当の認識があるのかと。そして、今回の訴訟の過程の中で私の観察であるが、在日の指導的立場にある一部の人達にも、同様のことが言えると考え。通弊と言えればそれまでだが、日本社会も在日社会も含めて、名誉的地位、肩書にこだわる人ほど、事の本質が見えていないようである。

一方、提訴の新聞記事を見て、ある日本人の植木職人が、「選挙権があるのが、当たり前やが。」と、ぶっきらぼうに言ったのが忘れられない。在日においても、地位も肩書もない末端の人々が、むしろ純粹に、事の判断をしているようである。この福井で、原告を支える、「外国人の地方参政権を考える会・福井」をつくっていただいた。そのメンバーである人の発言に、「この問題は原告たちの問題であるより、日本社会自体のための裁判である。」との言葉があった。この謙虚さが政治にあれば、事は既に解決されているはずである。

先に挙げた指導者たちを見るかぎり、日本の未来は、必ずしも樂觀できるものではなく、在日もまた、“約束の地”にたどり着けるのかどうか、疑問をもたざるをえない。

しかし、私達原告には、多きな支えがある。「考える会」の皆さん、そして在日の、素朴でそれゆえ信頼できる力となり得る同胞の人々、この人達がいる限り、それこそ“地の果て”までも、争ってみたい意欲を新たにするものである。

＜コーディネーター紹介＞

徐 龍 達（ソ ヨンダル）

〔略歴〕 1933年韓国釜山市生まれ。神戸大学大学院博士課程終了
現在、桃山学院大学教授、国際在日韓国・朝鮮人研究会会長、
韓国奨学文化財団設立実行委員長。

〔主著〕 「韓国・朝鮮人の現状と将来」（社会評論社）、「在日韓国・
朝鮮人と人権」（大沼保昭共編）、「定住外国人の地方参政権」
（日本評論社）ほか多数。

＜パネリスト紹介＞

江橋 崇（えばし たかし）

〔略歴〕 1942年東京都生まれ。66年東京大学法学部卒業。
現在、法政大学法学部教授、国際人権法学会理事、自由人権法
学会理事、国際在日韓国・朝鮮人研究会理事、反差別国際運動
日本委員会委員。

〔主著〕 「外国人労働者と人権」（法政大学出版局）、「現代国際人
権の課題」（三省堂）ほか多数。

美並 昌雄（みなみ まさお）

〔略歴〕 1969年 立命館大学卒業。弁護士。

現在、大阪地裁調停員、大阪弁護士会民暴対策委員会委員。

「スモン訴訟」、「ヒッグス・アラン参政権訴訟」等を中心
的に手掛ける。

丹羽 雅雄 (にわ まさお)

[略歴] 1972年早稲田大学卒業。弁護士。

現在、大阪弁護士会人権擁護委員会副委員長

同 国際人権部会部会長

同 外国人労働者問題小委員会委員長

福井参政権訴訟の弁護団の一人。在日戦後補償裁判、入居差別問題にも積極的に取り組んでいる。

金正圭 (キム ジョンギュ)

[略歴] 1941年兵庫県尼崎市生まれ。45年より大阪に居住。

現在、月刊誌「KOREA TODAY」の発行元である(株)アジアニュースセンター代表取締役をつとめる。

90年9月、11人の仲間と共に、大阪市で地方自治体参政権裁判を提訴した一号。「人としての権利を主張する会」会長、国際在日韓国・朝鮮人研究会会員。

李 鎮 哲 (イ チンチョル)

[略歴] 1930年、山口県生まれ。1944年、福井県に転居、学徒動員を受ける。1954年より丸岡町に居住し、様々な職歴を経たのち、現在、福井商銀信用組合の理事長の任にある。

1991年5月2日、地方参政権を求めて、福井地裁に提訴した、4人の原告の一人。

ヒッグス・アラン

[略歴] 1946年イギリス・バーミンガム生まれ、日本人女性と結婚して82年に来日、永住者として在留資格を取得。現在、大阪府池田市に居住。英語学校を経営するオックスフォード・インターナショナル(株)副社長。89年11月参議院議員の選挙権を求めて提訴、国政参政権運動の第一号。91年4月、地方参政権をもとめて提訴。

＜ 問題提起 ＞

地方参政権はなぜ必要なのか

コーディネイター 徐龍達

世界は今、新しい国際関係を模索する、歴史的転換期を迎えているが、各国は国境と国籍の壁を越えた、新しい国際協調の時代を築こうと努力している。このような情勢のもとで、日本が定住外国人の市民的権利を認めず、いじめの社会構造を温存するならば、遠からず日本人は国際社会の物笑いになるだろう。換言すれば、定住外国人の市民的権利を認めることは、そのまま、日本人の国際社会における地位を高め、真の国際化を実現する捷徑になるだろう。

次に、定住外国人は、これまでのように差別される対象＝客体、負の存在なのではなく、自分達が日本人と共に住む地域をよくしていく創造主体、正の存在であるという自覚をもつべきである。いつまでも差別される悲しい、かわいそうな存在なのではない。定住外国人として、胸を張って堂々と義務を果たし、権利を獲得して生き抜く、地域社会の主人公なのである。その主人公が地方参政権をもつことは、至極当然なことである。

ヒッグス・アラン氏訴訟経過

弁護士 美並昌雄

1. 国政レベルの参政権について

- (1) 1989年11月17日、1989年7月23日施行の参議院議員選挙の投票を行えなかった、精神的損害を受けたことに対する国家賠償請求（100万円）。その根拠は、憲法第15条に違反する、国会議員の違法な公職選挙法を改正すべき不作為義務違反。
- (2) 1991年3月29日 敗訴判決
(理由) 憲法第15条による参政権は、国家の存在を前提として初めて成立する国民の権利。従って、外国人には第15条の保証は及ばない。
- (3) 1991年4月2日控訴 現在、審理中

2. 地方自治体レベルの参政権

- (1) 1991年4月2日
選挙名簿不登録処分に対する意義の申し出却下決定取消請求。
1991年4月21日施行の大阪府池田市議会議員選挙について、投票が出来なかったことに対する、国に対する国家賠償請求（100万円）。その根拠は国政レベルと同じ。
- (2) 現在、審理中

3. 上訴各訴訟の争点

国政レベル、地方自治体レベルにおいても公職選挙法の違憲性。

大阪・金正圭氏らの訴訟経過

大阪「人としての権利を考える会」

- 90年9月14日 訴訟提起 原告11名 被告11名(選挙管理委員会)
11月29日 第1回 口頭弁論
〈原告〉○訴状陳述
○原告らの異議申し立てに対する選管決定書写提出
○金正圭意見陳述
〈被告〉○答弁書陳述
- 91年2月22日 第2回 口頭弁論
〈原告〉○準備書面提出
①日本国憲法下における外国人の基本的人権について
②地方自治法第11条、同法第18条、公職選挙法第9条第2項が、憲法第92条、憲法第93条第2項に反する違憲無効の規であることについて
③スウェーデン等における外国人の選挙権について
- 5月31日 第3回 口頭弁論
〈原告〉○準備書面提出
①5月31日付被告準備書面への反論
②証人浦部法穂証書調書他、書証多数提出(ジュリストNO.781,901,936,946,法律時報58巻10号、法律教室NO.54、レファレンスNO348,時の法令NO1369、荻野芳夫著 基本的人権の研究等)
〈被告〉○準備書面提出
①被告方本案前の主張
②被告方本案についての主張
- 9月13日 第4回 口頭弁論
〈原告〉○準備書面提出
被告の準備書面への反論、金東勲論文 民団要望書等、多数書証提出
○証人申請
浦部法穂、江橋崇、金東勲、徐龍達、葛奉根、朴炳淵、金正圭
〈被告〉○証書認否書提出
- 12月13日 第5回 口頭弁論
〈被告〉○準備書面提出
9月13日付原告準備書面への反論
○書証認否書提出
○意見書提出 証人申請について
- 92年 3月5日 第6回 口頭弁論
〈原告〉○準備書面提出
12月13日付被告準備書面への反論
- 5月7日 第7回 口頭弁論 (予定)
〈原告〉○朴炳淵証人尋問予定

【福井訴訟】内容

- ・ 事件名：選挙人名簿不登録違法確認等請求事件
- ・ 1991年5月2日 福井地方裁判所に提訴
- ・ 原告 **李鎮哲** (丸岡町在住。1930年11月14日生。韓国籍。福井商銀信用組合理事長)
鄭慶讚 (敦賀市在住。1930年 7月21日生。韓国籍。不動産業)
薛文昊 (福井市在住。1926年11月22日生。韓国籍。福井商銀信用組合顧問・遊技場経営)
朴漢圭 (春江町在住。1924年 5月30日生。韓国籍。焼肉店経営)
- ・ 被告 **国** (田原 隆。法務大臣)
丸岡町 選挙管理委員会 (伊藤豊子。委員長)
敦賀市 選挙管理委員会 (青野美津子。委員長)
福井市 選挙管理委員会 (大西嘉男。委員長)
春江町 選挙管理委員会 (東 正雄。委員長)
- ・ 請求の趣旨 ① 原告らがその属する自治体の議会及び長の選挙権行使のための選挙人名簿に登録されていないことは違法であることを確認する。
② 被告らは原告らに対し、各自金100万円を支払え
- ・ 主張の骨子 1、原告らは日本国の旧植民地出身者及びその子孫であり、原告らが居住する自治体の住民である。
2、国は地方自治法第11条、18条及び公職選挙法第9条二項、第21条一項において国籍事項を設け、あえてそれを存続させることで、日本国の旧植民地(朝鮮)出身者及びその子孫である原告らに対して、その選挙権の行使を妨げ、右選挙権を侵害し続けた。
3、各選挙管理委員会は前記。地方自治法及び公職選挙法の各国籍事項が違憲・無効であり、原告らを当該市町村の選挙人名簿に登録する義務が存在するのに敢えて、登録義務を履行せず違法に懈怠し続けた。
4、原告らは被告らの右各行為によって、当該自治体議会議員らの選挙権行使を妨げられ、著しい精神的苦痛を受けた。
この精神的苦痛は原告各自100万円を下らない。
5、よって、原告らは被告に対し、選挙人名簿不登録の違法確認を求めるとともに、国家賠償法第1条及び民法第719条に基づいて損害賠償を求める。
- ・ 弁護士 丹羽雅雄・大川一夫・井上二郎・上原康夫 (いずれも大阪在住)

福井訴訟経過

1991年

5月2日 李鎮哲氏ほか3名が福井地裁に提訴

5月19日 「在日外国人の参政権を考える会 福井」の結成総会

6月23日 在日外国人の参政権を考える市民集会

福井県婦人青年会館 午後2時

原告挨拶

弁護士 丹羽雅雄氏の講演、大阪民闘連 徐 正禹氏の総括

7月19日 第1回口頭弁論

被告は無名抗告への疑義と公務員の具体的行為についての説明を求め
る。原告の陳述は5分間に制限される。

報告集会 入り口論争に終わらせるべきではない。

9月29日 市民集会 「諸外国における外国人参政権の現状」

県民会館305号室 講演 兵庫民闘連 仲原良二氏

11月1日 第2回口頭弁論

原告側が答弁書に対する準備書面の読み上げを求めたが裁判長は許可せ
ず、次回の日時を決めただけで閉廷。10分間。裁判長が小声なためも
あり、傍聴人にはまったく理解できなかった。

報告集会

準備内容書面の説明を受けた。1) 訴訟の類型について。地位確認訴訟
の形式をとったのはより積極的に違憲性を問うため。無名抗告は狭く解
釈されているが裁判を受ける権利を主張する。2) 国家賠償法について
3) 各選管の被告適格性について。4) 在日韓国朝鮮人の歴史性と法的
地位。

口頭弁論を認めないでは公開の原則が貫かれない。抗議をしよう。

11月20日 福井地裁猪瀬裁判長に要望書を考える会と傍聴者有志で提出

12月25日 原告 弁護団 考える会の3者会談

原告4人 弁護団4人 考える会6人参加。

1) 福井での行動の経過。2) 大阪の訴訟の状況。3) 在日の人の参政
権の必要性について討論したが自己紹介からおのおのの思いを述べた。

1992年

2月12日 福井地裁猪瀬裁判長あてに5325名の署名簿を提出

2月14日 第3回口頭弁論

原告側は10分間の時間制限のもと口頭で述べた。弁護人は、裁判を受
ける権利を主張し本案審理を避けないように求めた。

報告集会 結審の方向へ向かう危惧が表明され、証人申請証拠を行うよう
に働きかける。

諸外国における外国人の地方参政権

——定住外国人の参政権、

ヨーロッパ諸国の動向——

兵庫民闘連 仲原良二

国 名	要 件 (内容)	実施年	引 用 文 献	備 考
スウェーデン	①選挙前3年間国内生活していること ・ 年令18才以上 ・ 教会登録していること ②地方議会の選挙、被選挙権 国民投票の参加権	1975.12 改正 1976.9 実施	「地方自治通信」No219 (1988.2) (岡沢恵美)	
オランダ	1981.3「マイノリティー対策 党書草案」(地方選挙へ 投票権付与) ①5年以上在住 ②地方自治体の選挙権・被選挙権 「国政レベルの選挙権も外国人に承認すべし の議論がかなり有力に主張」	1983.6 憲法改正	「地方自治通信」No219 (1988.2) (宮島 喬) 「法律時報」58巻10号 (1986.9) (広渡清吾—定住外国人 の選挙権)	
デンマーク	○自治体の選挙権 ノルディック諸国民のみ ↓ (フィンランド、ノルウェー、アイスラ ンド、スウェーデン諸国) ①3年以上の在留 } 全外国人 18才以上 } ②自治体選挙権 }	1977改正 1981改正	「お、JAPAN」No91 (1987.1) (編集発行人 河内善彦)	
ス イ ス	○トゥールカウ州 } などで市町村選挙権を ノイエンプルク州 } 認めている フライブルク州 } (被選挙権はない) 〈ノイエンプルク州〉 州に5年以上、当該市町村に1年以上居 住する外国人に、選挙権付与 (被選挙権はない) ↓ 1849年以來の歴史をもつが1981改正 ①1年以上の在留 ②選挙、被選挙、住民表決権付与 〈ユラ州〉 10年以上在留 市町村選挙、被選挙権	 1978	「レファレンス」No348 (昭和55.1) (国会図書館) (国内に在住する外国 人に対する選挙権及 び被選挙権の付与の 例) 「法律時報」58巻10号 (1985.9) (広渡清吾—定住外国人 の選挙権)	

国名	要件(内容)	実施年	引用文献	備考
イギリス	○英連邦(コモンウェルス)一旧植民地及びアイルランド共和国市民で、居住権を有する者(パトリアル)で市民権登録をした者 ↓ ○連合王国内に通常居住し、申請前1年間居住者であること ○国王奉仕の任務に現に就いている者	1948 国籍法	法務研究報告61集3号 「長期在留外国人の管理に関する比較法的研究」 (高島武子) 昭和47.11	
	○1962英連邦移民法により入国制限があるがコモンウェルス諸国の入国者に市民権(選挙権を含む)を与えるという原則は維持されている。 ○伝統的に「イギリス臣民」たるコモンウェルス出身者及びアイルランド出身者に国政選挙と市町村選挙への投票権を認めている。		「地方自治通信」No.219 (1988.2) (宮島 喬)	
アイルランド	すでに20年前より ①6ヶ月在住 ②市町村選挙権 被選挙権の制限撤廃	1974改正	「法学教室」No.54 (1985.3) (長尾一紘一外国人の選挙権)	
オーストラリア	○6ヶ月在住の英国臣民は選挙権 ○3年以上在住は被選挙権	1948 自国民と同規定	「レファレンス」No.348 (昭和55.1)	
ニュージーランド	○1年以上在住の英国臣民・アイルランド共和国市民は選挙人登録、国会議員の候補者になれる。			
スペイン	○憲法§13 国籍を有しない外国人に国会議員の選挙権が認められている。		「法学教室」No.82 (1987.7) 演習(憲法) 吉田善明	
	○相互主義の原則によって外国人に市町村選挙について選挙権を与える可能性が開かれている。 「憲13-2、エスパニヤ人のみを、23条が認める権利(選挙、被選挙権)の資格者とする。ただし、相互主義の原則にのっとり、条約又は法律により市町村の選挙における選挙権を設定できるときはこの限りではない」	1978	「レファレンス」No.348 (昭和55.1) (国会図書館)	
	○憲法§13-2で地方選挙における外国人の選挙権を保障	1978	萩野芳夫 「基本的人権の研究」 法律文化社(1980)	

国 名	要 件 (内容)	実施年	引 用 文 献	備 考
ス ペ イ ン	スペイン憲法 (1978) 第13条 1. 外国人はスペインにおいて条約及び法の定める条件の下に、本章が保障する公の自由を享受するものとする。 2. ただしスペイン人のみが相互関係の基準に従って条約または法律により、市町村選挙における能動的な選挙権を定めることができる点を除いては第23条において認められた権利を与えられたものとする。 (公の自由は第15～第29条まで) 第23条 1. 市民は直接に、または一般投票により定期的選挙において自由に選ばれる代表により公務に参加する権利を有する。 2. 同様に、市民は法律に示された要件のもとに平等な条件で職務および公務に接近する権利を有する。 (出典 —— 木下太郎編「世界諸国の憲法集 (第2巻)」暁印書館 昭60.2			
フ ラ ンス	○1963.1.1以降、フランス生れのアルジェリア人 (2世) は、フランス国籍付与 (アルジェリアとフランスの二重国籍)		林 瑞江 「フランスの異邦人」 中公新書 (1984)	
	ミッテラン大統領選挙公約 「5年以上在住の全外国人に市町村選挙への投票権付与」		1981.8.18 毎日新聞 (夕刊)	
	1985.5.19 北フランスのモンサンバルール市議会選挙に外国人準議員が当選 (3人) —— 外国人移民が投票 (準議員は採決権のみなし)		1985.6.22 読売新聞	改正 されず
西 ド イ ツ	○1981.1テオマン・アタライ氏 (在独トルコ人) 市議会選挙権を要求して行政訴訟 ○1980 ドイツ法曹大会 G.シュヴェルトフェーガー教授 鑑定書提出 (外国人の選挙権は市町村レベルについては憲法上の疑義なし) —— 討論結果 (賛成140、反対162、保留9)		「法律時報」58巻10号 (1985.9) (広渡清吾)	改正 されず
	○各州で在住外国人にも市町村レベルの選挙権を認めようとする動きが顕著となっている。 ○ブレーメン特別市 (州と同じ地位) では、すでに今議会期に区議会選挙における外国人の被選挙権を導入しており、選挙権についても与党である社会民主党内部で導入を検討中。		「ジュリスト」No901 (1988.2.1) 海外法律情報 「在住外国人の選挙権問題」(斉藤純子)	
	○1989.2.15ハンブルク特別市 (州と同格) 在住外国人に区議会の選挙、被選挙権を付与する —— 州議会選挙法改正可決 (西ドイツに8年以上在住) その国籍を問わない (全外国人) 正式の滞在許可を有すること			

国名	要件(内容)	実施年	引用文献	備考
西ドイツ	○1989.2.14シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州 自治体レベルの選挙、被選挙権を付与する選挙法改正 ——州議会で可決 5年以上在住している外国人で申請した者が在独 デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、アイルランド、 オランダ、スイスの6ヶ国の国籍をもつ者に限られる。 ——相互主義による—— 州政府は1994までに全外国人に選挙権を認める意向。		「ジュリスト」No936 (1989.6.15) 海外法律情報 「自治体レベルの外国人の 人権」 (斉藤純子)	1989.10.12 連邦裁判 所——施 行停止の 仮処分行 う
東ドイツ	○1989.3.3人民議会——在住外国人に自治体 の選挙、被選挙権を付与する法案可決 ・6ヶ月以上東ドイツに居住する18才以上 の全外国人 ・定住所を有するか、労働または勉学のた めの滞在許可を有する者であること	1989.5.7 自治体選 挙から適 用		
ノルウェー	○ノルデック諸国民のみ 自治体選挙権 ①3年以上在留 18才以上 } 全外国人 ②自治体選挙権 }	1981改正 1983改正	「お、JAPAN」No91 (1987.1) (編集発行人 河内善彦)	

ヨーロッパ議会 1974.12 パリサミットの決 議の施行のための 欧州共同体市民の 特別な権利の賦与 に関する 1977.12.16決議	3 共同体市民に優先的に保障されるべき権利の中に左に掲げるものを考慮 する必要がある。(中略) (d) 市町村レベルにおける公務員の選挙に立候補する権利、投票及び就任 の権利 (e) 構成国に少なくとも10年間居住する市民につき市町村レベル及び国レ ベルの間の一切の地方行政機関(州、地方、県、郡等)の公務員の選挙 に立候補する権利、投票・就任の権利 (f) 特別な要件を充足する共同体市民につき国政部門の選挙に立候補する 権利及び投票の権利	ジュリスト No781 (1983.1.1) 野村敬造 「国際人 権規約 と憲法」
ヨーロッパ議会 1985.勧告	1988から3ヶ年内にEC域内出身の住民には選挙権を与えること	ジュリスト No946 (1989.12.1) 宮島 喬
ヨーロッパ議会	1989.2.14決議——働き生活している居住外国人すべてに地方選挙権を与 えること。 EC委員会(1988.6)提案 地方自治体の選挙権は議員の任期に相当する年数在住する加盟国出身 者に与える 被選挙権はその年数居住者に与える	時の法令 1990.1.15 林瑞枝 「共に生き る時代」

(1990.4.再作成)

朝鮮侵略と戦後の差別的処遇実態・参政権

92年4月19日

弁護士 丹羽雅雄

一、アジア侵略と戦争責任、戦後補償

- 〔一〕 朝鮮・台湾の植民地支配とアジア侵略戦争
- 〔二〕 強制連行、従軍慰安婦、軍人・軍属
- 〔三〕 日本の敗戦と、憲法の平和主義
- 〔四〕 戦争責任・戦後補償の懈怠と、アジア民衆の闘い

二、在日韓国・朝鮮人に対する差別・排外主義的処遇実態

1. 在日韓国・朝鮮人（旧植民地出身者）の差別と人権

- 〔一〕 在日 687,940人
- 〔二〕 外登法改正と新たな管理
- 〔三〕 入管特例法と法的地位の問題点
- 〔四〕 公務員就任権と教員採用等の就職差別と入居差別
- 〔五〕 地方自治体参政権問題

三、地方参政権保障の論理

1. 法律上の根拠

- 〔一〕 憲法14条 法の下での平等
- 〔二〕 憲法92条 地方自治の本旨
- 〔三〕 憲法93条①② 住民の直接選挙
- 〔四〕 国際人権規約B規約26条、25条(a)(b)
「法の前での平等」、「総ての市民は」→憲法98条②
- 〔五〕 地方自治法10条①② 住民の権利・義務

2. 地方参政権を制限する国籍要件は違憲・違法

- 〔一〕 地方自治法11条 「日本国民たる」
- 〔二〕 同 18条 (選挙権) 「同上」
- 〔三〕 同 19条 (被選挙権) 「同上」
- 〔四〕 公職選挙法9条・10条 「同上」
- 〔五〕 同 21条① 「同上」

3. 特に、旧植民地出身者と地方参政権

- 〔一〕 日本の植民地支配の歴史と、在日に強いられた経緯

〔二〕 在内地朝鮮人の衆議院議員の選挙・被選挙権と1945年の選挙・被選挙権停止・剥奪
附則「戸籍要件」

〔三〕 1952・4・19民事局長通達による日本国籍の一方的剥奪と「同化と排徐政策」

4. 在日を含むマイノリティーの日本社会における生活実態

〔一〕 日本社会の構成員であり、「住民」である。

〔二〕 納税義務者であり、共に生きる市民である。

5. 国政参政権への展望

憲法15条 国民権は「国籍を有する国民」ではなく、「国を構成する市民・住民」である。

→人民による自己統治

四、諸外国における地方参政権の現状

五、国際人権法と外国人の政治的権利

1. 政治的表現の自由

B規約19条、移住労働者条約13条

子供の権利条約12条、13条

2. 結社の自由

B規約22条、移住労働者条約26条、40条

子供の権利条約15条

3. 政治的参加と公務員就任権

B規約25条、移住労働者条約42条

六、参政権は基本的人権であり、在日外国人も人権享有主体である。

1. 在日の歴史とマイノリティーの生活実態、国際人権法の趨勢から見れば、参政権は当然の権利として確立されなければならない。

◎国際人権法の批准と国・地方自治体の総合窓口の創設

◎人種差別撤廃条約の批准と国内立法措置

2. 人権を尊重しあい、異なる文化を有する人々と、共に生きる社会の創造に、不可欠の前提である。

3. 人権は、国籍・国境を超えなければならない。

賛同していただいた方およびメッセージ

S・G男性（丸岡町 自営業）・私達が当事者であるのに、会の代表、会員の皆さんに貴重な時間をさき、大きな問題に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

仲原良二（尾崎市 兵庫民闘連）・在日外国人の参政権の保障は、それぞれの派の人達によって条件付けられるかもしれない。例えば、時期尚早 同化加担、政治的自由獲得前の屈服など。しかし、自分の生活してるところで自己決定の参加というのは、いわば普遍的権利ですから、それを拒否する正当性はありません。必ず勝てる闘いです。共に頑張りましょう。

関曠野（東京都 評論家）・国は、血や人種ではなく、居住の原則のうえに成立していることに、日本人ももういいかげんに気づくべきです。

福岡安則（千葉県市川市 大学助教授）・定住外国人が、少なくとも地方参政権をもつことは、当然だと思っています。がんばってください。

小林収（豊田市 愛知県会議員）・参政権一般ではなく、とりあえず要求するのは、地方参政権であることを、論旨のうえで明確にすべきだと思います。

余文順（勝山市 自営業）・御苦勞様です！お世話になります！これからもよろしくお願いします！

空野佳弘（大阪市 弁護士）・日本の民主化を願って！

Y・S（福井市）・大変なことと思いますが、がんばって最後までやり抜いて下さい。

森 実（八尾市 大阪教育大学教員）・義務ばかりで権利がない。この差別的状況を変えて行くための大きな一歩を踏み出されている皆さんに、敬意を表したいと思います。義務ばかりで権利がない、この状態がいかにも悔しいものであるか、このことが一層多くの人に明らかになればと思います。闘いを通して権利を築く。こうして、当たり前の人権を「わがもの」とできる日を、共に喜べる日が早く来たらんことを！門前払いには許されません。

指紋押捺問題を共に考え学ぶ金沢市民の会（金沢市）・5月の公判や粉の集会に向けて、みなさんお忙しいことと思います。共に頑張りましょう。

木下文雄（福井市）・賛成いたします。

金秀樹（小浜市 医師）・今回の問題については大変関心があります。

長谷川淑子（福井市 主婦）・かねてから在日外国人の方々も、日本の政治に意見があるだろうし、また選挙によって、現在住んでいる地域に責任をもち、かつ恩恵を受けるべきだと思っておりました。近所に住んでいた在日朝鮮人の方々からはじめて参政権のないこと、また、日本以外に海外旅行して戻って来ることすら、民団系と総連系では条件が違い、差別が細分化されていることを知りました。このことが突破口となって、参政権が与えられると良いと思います。

伊藤成彦（神奈川県 中央大学教授）・李さんたちの主張は、諸民族が共生する国際社会では当然のこと。とくに日本を真に国際的に開かれた社会にし、自治を発展させるうえで、大きな意味をもつ訴訟だと思います。

高柳俊男（東京都 大学教員）・「定住外国人に参政権を」という趣旨に基本的に賛成です。この問題には、歴史的経緯（朝連、民戦時代の経験）もあって複雑ですが、もはやタブー視したり、「同化」という観点からだけで議論されるべきではないと考えます。この訴訟が日本社会の在り方に、大きな一石を投じることを期待します。

志麻愛子（富山県 女性誌代表）・大きな成果があることを祈っています。

島津威雄（三重県 指紋押捺拒否に連帯する三重の会）・三重県でも多くの町で指紋転写拒否や16才の拒否がありましたが、どの自治体も当事者の声に耳を傾け、行政を進めて行く姿勢が全く欠落しています。これまでの慣例は一切変えられないという当初の対応が、登録証が市役所にたなざらしになっていると新聞ざたになりそうになって、初めて柔軟な姿勢に変わるという状態です。参政権がなく、行政に自らの声を反映させる手段がないことも、そういう自治体職員の意識に、はねかえっ

アンニョンハシムニカ 参政権!!

定住外国人に参政権を求める全国集会〔資料集〕

1992年4月19日

連絡先(事務局): ☎ 0776-61-3238 (FAX兼) 李龍海.

☎ 0776-27-2442 自治労働県本部. 窪田 竜